

令和8年度 保存版

令和8年9月16日

保護者の皆様

京都市立朱雀第四小学校
校長 岡西 容美

台風等に対する非常措置についてのお知らせ（改）

本校においては、台風により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「暴風警報」が発表された場合や、大雨警報、洪水警報等が発表された場合、朱雀第四小学校区に「避難指示」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 登校前に「暴風警報」（暴風雪警報を含む）が発表された場合

- （1）「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- （2）「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- | | |
|--------------------|------------------------|
| ・ 午前7時までに解除になった場合 | 平常授業 |
| ・ 午前9時までに解除になった場合 | 3校時（10時40分）から始業 |
| ・ 午前11時までに解除になった場合 | 5校時（13時50分）から始業（給食は中止） |
| ・ 午前11時現在、警報発令中の場合 | 臨時休業 |

2 在校中に「暴風警報」が発表された場合

気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況、家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうか決定します。暴風警報の帰宅については、教職員付添いによる集団下校とします。

3 「氾濫、大雨又は土砂災害に係る警報（警戒レベル3） 又は 危険警報（警戒レベル4）」 等が発令された場合

気象状況や通学路の実態によって登校見合わせ、もしくは臨時休業の措置をとる場合があります。また、大規模かつ長期間にわたる浸水や土砂崩れ、洪水等が予想される場合や全市規模で「避難指示」が発令されている場合、発令の可能性がある場合は、教育委員会において全市立学校の臨時休業等を決定することがあります。その場合には、ホームページや「すぐーる」配信等で最新の情報をお知らせいたします。

4 「避難指示」が発令された場合について

本校の校区である朱雀第四小学校区は「天神川の浸水想定区域」であるため、避難指示の発令対象地域です。朱雀第四小学校区に避難指示が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

5 「特別警報」（警戒レベル5）が発令された場合について

●登校前に発生した場合

(1) 特別警報が、午前0時までに、解除になった場合、

「5校時13時50分より始業（給食は中止）」となります。

(2) 特別警報が、午前0時現在、発令中の場合、

「臨時休業」となります。

●在校中に「特別警報」が発令された場合、

ただちに、「臨時休業」となります。

◎児童は下校の安全が確認できるまで「学校に待機する」ことになります。

待機後のことにつきましては「外部の避難場所への移動」、「保護者への引き渡し」などを「すぐーる」配信、学校ホームページ等で連絡いたします。

★ 在校中に発表された警報や発令された避難指示に関わる緊急のお知らせについては、「すぐーる」配信・学校ホームページ等で連絡いたします。